

北海道の自然保護について 各政党はこう考える

— 本年二月の各政党へのアンケートとその結果 —



なかの てつそう
1930年北海道生れ。北海道大学文学研究科大学院（西洋史学専攻）博士課程中退。札幌学院大学人文学部教授（人間学、社会思想史）当協会常務理事。関心分野は、自然保護に有効な人間学の体系構成の追求。

中野 徹三

北海道自然保護協会
会長 八木 健三

本年二月一八日に行われた総選挙を前にして、北海道自然保護連合と北海道自然保護協会は共同して、烈しい選挙戦を展開している各政党の北海道の責任機関に対し、北海道の自然保護のありかたについて、九点の項目から成る公開の質問状を發した。

この質問状を受けた本道各党からは、自由民主党北海道支部連合会が数日遅れただけで、すべて希望の期日（二月一三日）までに回答が寄せられた。御多忙のなか、短い期間のうちに回答をまとめる労を執られた各党関係者の皆さんに、この場を借りて厚く御礼を申し述べたい。

以下、質問状の末尾にも明らかにしておいた通り、各党の回答書の全文を、質問状全文とともに、ここに紹介する。あわせて、各党からの回答書を客観的に読んで気づくことがらを、終りにまとめておいた。

明年は、地方選挙の年である。北海道の環境保護の問題は、リゾート・ブームが本格的に始まりつつあるこんにち、間違いなく地方選挙の最大の問題点のひとつとなるだろうし、またならねばならない。この機会に、本道の各党と道民の間の自然保護をめぐる対話の発展を期待するとともに、そうした場を拡げるべく、私たちもいっそうの努力を傾ける決意であることを、ここに申し添えたい。

一、公開質問状の内容

一九九〇年二月七日

衆議院選挙日を前に北海道の自然保護のあり方について本道各党に問う公開質問状

北海道自然保護連合

代表 稲田 孝治

衆議院選挙の投票日を目前に控えて、各党の候補者の方々は消費税、農政、土地問題などを争点にして、激しい選挙論争を展開されております。

しかし、昨年のサミットでも取り上げられたように、地球環境と人間生存の未曾有の危機をどこまで食い止められうるかが現実の課題となる21世紀を目前にし、しかも日本と北海道の自然がリゾート法などに支えられた無軌道な開発ブームによってさらに大規模に削りとられようとしている中で、自然の保護と環境の保全についての具体的な政策と論争とが有権者の前にはとんと全く提示されていないことは、極めて残念であり、将来に大きな禍根を残すものといわざるをえません。そこで、全道で26団体を擁し

ている北海道自然保護連合と千三百名の会員を擁する北海道自然保護協会は、今回の選挙に候補者を立てられている道内各党に以下のアンケートを渡し、その結果を加盟団体の会員と道民に広くお知らせし、判断の一助にしたいと考えています。

ご多忙のところと拝察いたしますが、以上の趣旨をご理解くださって、ご協力くださるようお願い申し上げます。

1. 総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）は面積15万ha（国後島に相当）に及ぶ重点整備地を指定し、税制上の優遇措置、自治体による公共施設の優先整備などによって民間デベロッパーの開発行為を支援する法律です。重点整備地内では国立公園の特別地区での開発が非常に容易になるなど、原生的自然環境をターゲットにしたものですが、こうして日本に残された残り少ない原生的自然を内需拡大等の名目で大規模に人工的空間に作り替えるこの法律はこのままでよいとお考えでしょうか。

2. ゴルフ場が多数計画されていますが、昨年11月広島町でヤマベの大量死を招いたように農業散布による飲み水の汚染等、重大な環境破壊が生じています。それとともに、子供の成長に欠かせない身近な自然を囲い込み、遠ざける結果を生んでいます。現存するゴルフ場は今後どのようにあるべきとお考えでしょうか。私たちは安心できる基準が出来るまで、道がゴルフ場の新設・増設計画をいったん凍結する必要があると考えていますが、どう対処されるお考えでしょうか。

3. 現在国有林は膨大な赤字を抱え、赤字減らしの手段として人員の削減と並んで、森林を第三セクターを含むレジャー企業へ貸付けることによる増

収策を選択しています。「ヒューマン・グリーン・プラン」により森林をレジャー企業に貸付を行なうことが奨励され、昨年成立した「森林の保健機能増進に関する特別措置法」では保安林の指定解除をおこなわずに保安林内にレジャー施設を設置することが可能になりました。水源の保全や土砂の流出の防止など国土の保安機能を持つ森林を、レジャー施設のために伐採することを容易にするこの法律は必要とお考えになりますか。また現に室蘭岳の水源かん養係森林（国有林）でスキー場造成の目的で伐採が計画されており、千数百名の市民が根強い反対運動を続けていますが、こうした問題はどうか解決されるべきだとお考えですか。

4. エネルギー政策の転換により炭坑の閉山を余儀なくされている産炭地域や構造不況によって打撃を受けている特定産業依存地域では、リゾート開発による地域の活性化を各自自治体が計画しています。このなかには夕張市の夕張岳ワールドスキー場のように国立公園内にあり世界的にも貴重な自然を決定的に破壊する計画が含まれています。このような計画に貴党はどのような見解をお持ちでしょうか。また、このような計画以外に地域再生の道はないものでしょうか。この点についてのご見解を、お聞かせください。

5. 石狩川の水流を太平洋に流す目的で千歳川放水路が開発局の手により計画されていますが、放水路の機能そのものを疑問視する意見や工事によって廃棄される残土の処理・騒音・気候の変化など生活の破壊、湿原などの自然破壊が心配されています。このような問題を抱えた放水路計画について、今後どのように対処されますか。また、放水路計画は北海道開発庁が主体となって進めら

れてきましたが、開発庁のこのようなあり方についてのお考えも、あわせてご回答ください。

6. 一昨年より北海道においても北海道電力泊原子力発電所が多く道民に不安を残したまま運転を始めました。また道北・幌延町では核廃棄物処理場が計画されていますが、原子力発電に対する基本的姿勢と今後のあり方についてのお考えをお聞かせください。また、核廃棄物処理場を幌延町に設置することの可否について、処理のあり方、立地条件とあわせてご回答ください。

7. 先の3の「特別措置法」などが出てくる背景には、いわゆる「国有林野の赤字問題」がありますが、国有林は日本の自然環境全体の要の位置にあり、その保全は、およそ国有林野からの「収入」に依存すべきものでなく、国庫により担われるべきものと考えます。そして衆院の農林水産委員会もこのことを先に強く要望しているところですが、この点について、貴党はどのようにお考えになりますか。

8. なお、貴党が日本、または本道で自然保護上特に重要と考え、今後の政策の目玉としたくないユニークな提案をお持ちの場合、ここに示してください。最後に、本道の貴党で環境問題を調査・研究し、担当する機関があればその名を、またその今後の構想について、お教えください。

9. お忙しいところ、誠に恐縮と存じますが、別紙の回答用紙にご記入の上、2月13日までにご返送下さいますようお願い申し上げます。各党のご回答の詳細につきましては、後日会報・会誌に掲載のうえ、改めてご送付申し上げます。

お忙しいところ、誠に恐縮と存じますが、別紙の回答用紙にご記入の上、2月13日までにご返送下さいますようお願い申し上げます。各党のご回答の詳細につきましては、後日会報・会誌に掲載のうえ、改めてご送付申し上げます。

二、各党の回答書（全文）

① 自由民主党北海道支部連合会

さきに依頼のあった自然保護にかかわる質問について、次のとおり回答します。

札幌市中央区北四条西四丁目（ニュー札幌ビル）自由民主党北海道支部連合会

1 自然保護や環境保全対策に関しては、我が党政府が学識経験者など関係者のご意見をいただき、さらに、国会においても十分にご論議をいただき取り組んでいるものであります。

1 室蘭岳など特定地域の問題については、現地の事情、その他事実関係を十分調査する必要があり、あります。

一義的には、市町村長が判断するものであります。

1 千歳川放水路は、洪水対策上、また幌延の貯蔵工学センターは、原子力の平和利用を図るうえで推進する必要があると考えております。

1 自然保護にかかわるユニークな問題などについては、慎重に検討する必要があることから、軽々にコメントすることを差し控えます。

② 日本社会党北海道本部

回答用紙

政 党 名 日本社会党北海道本部

質問1

現行リゾート法は見直しが必要だと考えています。

① 一般国民の長期滞在を可能にし、それを誘導する低料金の宿泊・利用等施設の整備を義務付ける。

② 自然公園内等でのスキー・ゴルフ場の乱造、乱開発を規制し、自然公園法、自然環境保全法を優先する。

③ 開発基本計画の策定には事前に関係機関、市町村住民の意見を直接反映させるなど策定過程の民主化を図る。

質問2

いわゆる「葉づけゴルフ場」の乱造、乱開発は規制するべきだと考えています。

現存するゴルフ場については、自然環境に与える影響はじめ、使用している農業等を安全面から厳正にチェックするとともに、早急に本道におけるゴルフ場造成及び使用農業に係る総量規制や基準づくりを行うことが必要です。

今後に予定されているゴルフ場の新・増設については、これらの規制、基準をもとに種々の検討を加え、慎重な扱いが必要であると考えています。

質問3

この法律については、国会での附帯決議にあるように①自然環境の保全に十分配慮し、森林の乱開発につながることをないよう万全を期する②地域関係者の意向を十分反映させる③総量規制及び技術基準を適切に策定し、認定に当たって厳正な審査を行う④などが前提であるとと考えています。

室蘭岳の計画は、この附帯決議に基づき、慎重に扱うことが必要だと考えています。

質問4

自然公園内におけるスキー場などの乱開発は行うべきではないと考えています。夕張岳ワールドスキー場の計画は、現行法でもスキー場開発が認められていない第一種特別地域内であるとするれば、なおのことです。

産炭地域など特定産業依存の不況地域は、地域の再生をめざし、例えばバイオや情報関連の先端技術を生かした企業立地、工業団地の造成による

中核企業の誘致、ナチュラル観光の振興などの地域プロジェクトを育てていくことが必要であり、政治行政の手厚い側面援助が大事だと考えています。

質問5

この計画は、石狩川水系の治水対策として必要な一つの方法であるが、これに伴う自然環境や一次産業などへの影響を未然に防止する施策も必要と考えています。

わが党は、環境保全を重視した慎重なルートの選定、情報の公開、関係住民や自治体との合意を事業実施の前提条件と考えています。

道開発局に対しては、関係情報の公開、道民合意の原則とともに、アセスメントの継続的引き継ぎを求めています。

質問6

原子力発電は安全性等に問題があり、わが党は新しい原発や放射性廃棄物施設などの建設を認めず、火力や新エネルギーへの転換を図って少しでも早く原発から脱却することが必要だと考えています。

既に発生してしまっている放射性廃棄物等は外部に持ち出すことなく、発生者の責任において原則として原発敷地内に管理保管することが適当であると考えます。幌延の予定地は地質上に多くの欠点を有し、不適当であると考えています。

質問7

国有林は環境保全機能、木材の安定的供給、山村地域の振興、学術文化的価値の高い森林の保存、文化的・教育的活動の場の提供など、社会資本としての性格を強く持っています。国有林野事業の

再建は、長期的展望にたった抜本策を国の責任で実行すべきと考えています。

わが党は、国有林野事業の財政再建具体策として、

① 現在の独立採算制を前提とした特別会計制度を、資産管理と経営成果の把握を目的とした特別会計制度に改める。

② 国有林環境保全機能を発揮するための特別な資金については「公益勘定」をつくって一般会計から繰り入れる。

③ 国有林野事業の目的達成のために生じてくる赤字についても一般会計から補てん措置を検討する必要がある一等を主張しています。

質問8

環境破壊が地球規模のものとなっているなかで、わが党は緑の地球計画の推進をめざしています。

具体的には「国連緑基金」の創設に努力し、国際的な地球環境保全の機構に従来以上の人的、物的な支援を行う。また、国際的自然保護組織など、非政府環境保全組織の国際連帯の強化に努力していきます。

国内においては、公害をなくし、いのちとみどりと環境を守るため「環境、公害関係法の徹底見直し」を行い、大気汚染対策、水と食品の安全、廃棄物の適正処理処分などについて、新立法や行政の改善を図っていきます。

また、「ナショナルトラストの法制化」や「環境アセスメント制度の確立」を図っていきます。

なお、この分野の試験・調査研究の充実が必要であり、本道においても、公害研究所の充実発展として「環境科学センター」（仮称）の創設などを検討していきます。

質問9

日本社会党北海道本部で担当しています。

環境問題は、ますます重要な課題になっており、このため道本部における調査研究体制充実に向け努力する。

③ 民社党北海道連合会

平成二年二月一三日

北海道自然保護連合

代表 稲田 孝治 殿

北海道自然保護協会

会長 八木 健三 殿

民社党北海道連合会

執行委員長 菅井 盈

書記長 風早 俊男

貴会のご活動に敬意を表します。二月七日付でご質問いただきました事項について、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. リゾート法について

ご質問の通り15万ヘクタールを基準としてリゾート法に基き指定することとしており、北海道では第一号として、大雪・富良野地域の33万ヘクタールの広大な地域が指定された。しかし、開発する総面積は2万7千ヘクタールで全体の8%程度となっており、さらに実際の施設の整備面積はその一部となる計画であるが、自然環境の保全を基本としており、法の運用についても同様の考え方で施行されるべきと考えている。

2. ゴルフ場の開発について

北海道は47都道府県の中で最大のゴルフ場を有する地域となっている。

さらに構想や計画も含めてゴルフ場の開発ラッシュとも言われており、現在、各自治体毎に開発限定面積を定めて規制しているが、これを道として地域毎に開発上限を規定し、更に水系の安全施設の整備等も盛り込んで全道的な規制措置を実施すべきだと考えている。

3. スキー場造成について

スキー場の造成については基本的に特別保護地域や第一種指定地域などは除外すべきと考えている。ご質問の通り根強い反対運動の意向を受けて地域でのコンセンサスを得られる様な計画の見直しなどを講じて行くべきものと考えます。

4. 夕張ワールド計画について

ご質問の通り、夕張ワールド開発計画は、道立公園内にあり、特に山頂付近には天然記念物に値する高山植物が繁茂しており、さらに、ナキウサギの生息などにも配慮して、これらは天然記念物に指定すべきであると考え、道教委・文化庁も現地調査を実施するなどの状況に至っている。従ってワールド開発計画は計画を再検討して自然保護に配慮して進める姿勢で対処すべきだと考えます。

5. 千歳川放水路について

千歳川放水路計画の発想は、昭和56年の大水害以降に石狩川の増水対策として起案されたもので、ご質問の通り残土の処理や気候の変化など事前に合意する努力が必要と考えている。従って道開発庁の主体と共に道庁としても、地域環境問題などの対処策を示すなど地域の農業に対する配慮など、所要の措置をもって対処すべきである。

6. 原子力発電と幌延の計画について

泊原子力発電については、地域への影響と放射性廃棄物に対する安全の確立などを図って進める

べきと考えており、さらに今後の無限で無公害の高速増殖炉や核融合発電などにも開発努力をすべきと考える。泊原発は現在1号機は極めて安全にしかも順調に運転されており、安全の確保を一層進めて行くべきと考えている。幌延の計画については慎重に対処すべきと考える。

7. 国有林問題について

ご質問の通り、現状での国有林事業は赤字収支となっており、当面は国庫負担など所要の措置は当然行なわれるべきと考える。しかし、長期的には国の省庁の在り方などが検討されて、恒久的な対処策についても環境の保全の観点から具体的に実施されるべきと考える。

8. 自然保護政策について

これまでの公害問題での水俣病やイタイイタイ病などを深く反省し、地球環境問題への対処、フロンガスによるオゾン層の減少、温室化問題、さらに現在、道や一部自治体での条例で対処している環境影響評価法の制定で法律による対処策など進めるべきと考える。

以上

④ 公明党北海道本部

回答用紙

政党名 公明党北海道本部

質問1

現在のリゾート法は、自然公園法・農地法等で開発制限を受けていた土地と環境に関する規制を緩和してしまうもので問題が多い。特に、国立・国定・道立公園等の自然公園は公共財産であり、民間資本の導入による私有化は許せない。この法には、その景観を生かし、充実させるという視点

が欠けていると思う。真のリゾートを考えるなら、国際的に低い日本の自然保護の水準を高め、その地の豊かな自然、街並み、独自の文化を大切に生育するような法律にすべきだ。

質問2

ゴルフ場の農業使用方法等に関する規制を行うべきである。ゴルフ場も含め、環境に影響を与える恐れのあるあらゆる開発に対処し、「住民参加、情報公開」の原則に基づいて、実効ある環境アセスメント法の制定、また、同法を踏まえ地方の環境特性に適合した条例の制定が求められる。これらの法律や条例、環境保全に関する規制が確立されるまで、道内のゴルフ場の新・増設計画は慎重であるべきだ。

質問3

森林保健機能増進特別措置法について

1. 森林保健機能増進特別措置法（以下、「特措法」という）に対する公明党の態度

第一一六回国会における特措法の制定に際しては賛成した。

2. 賛成の理由

(1) 特措法に基づく森林保健施設の整備が、森林の持つ保健機能の高度発揮と森林・山村の活性化を促すことになる。

(2) 特措法において、保安林内における開発行為が規制緩和されることになるのは、率直に言って残念である。しかし、当初、心配していた従来型のゴルフ場やスキー場のような大規模開発は、実質的に認められないほど厳しい総量規制や技術基準が設けられることが確認された。

しかも、従来そのまま放置しておくなら、厳しい開発規制が課せられている保安林においては、

その保安林の所有権者等が、保安林を解除して普通林にし、そのうえで開発を行ってしまう懸念があり、事実、近年はその傾向が強まってきていた。（その場合、保安林解除の申請がなされると、個人の所有権が強く保護されている現行の法体系の下では、ほとんどその申請を認めざるを得ず、結果的に乱開発を許す現状となっている）その意味では、この特措法の施行を機に、森林法第10条に基づく普通林の開発行為に対しても、残地森林の比率を高めるなど、その運用において開発行為が規制強化されることになったことは、特措法制定に伴う波及効果の一つとして高く評価できる。

(3) 従来までの開発行為は、一旦開発されてしまえば、たとえ開発者が野放図に運営しようとしても、それを取り締まることはできなかった。しかし、特措法に基づく開発行為は、林野行政の枠内に留めたままでの行為であるとの位置付けになっているため、万一、周辺環境に悪影響を及ぼすようなことになれば、現状復帰命令を出せるほど、当局がそれを厳しく指導できるようになってきている。

3. なお、公明党は、この特措法の成立に際しては、乱開発から森林を守る立場から、いろいろ厳しい質問や確認を行なうと同時に、①比較的規模の大きい森林保健施設を整備する場合は、都道府県知事が森林施設計画を認定する際、都道府県森林審議会の意見を聴くなど、関係者の意見が反映されるようにする、②総量規制や技術基準については、小流域毎に適用することをはじめ、国土保全、水資源かん養、生活環境の保全など、森林の諸機能に支障を及ぼさないよ

うにする、など特措法の運用にあたって留意すべき事項を付帯決議に付すなど、万全を期したものと確信している。

質問4

開発は、自然保護との調和のうえに行われるべきである。夕張岳ワイルドスキー場計画は、現在調査されている段階だが、貴重な自然を破壊するような断固反対する。

産炭地域の再生には、地域の状況とともに全道的見地も必要である。

質問5

放水路計画については、自然環境や社会環境等の問題点を指摘する声が多いとともに、洪水被災地域住民に期待の声があるのも事実。このため、現時点において、再度総合的な石狩川水系洪水対策の中で検討することも含め、今後、関係者の間で十分時間をかけて協議し、地域住民、関係者の合意を得て、慎重にすべきだ。

開発庁の在り方については、例えばルート決定を見ても、一部関係自治体並びに地域住民の意向を無視した形で行われており、官主導に過ぎて問題を残している。

質問6

将来展望としては、原子力に依存しない体制（脱原発）を目指すべきと考える。そのため、原子力発電に代わる電源供給システムの開発整備など技術開発を主力で促進する。既存エネルギープラントの効率化、無公害化を進めるとともに、代替エネルギー開発として天然ガスなどを利用する燃料電池発電、地学的条件を生かした地熱発電・海洋エネルギー発電、水素エネルギーの実用化、電・熱供給システムの普及等を総合的に推進する。

また、化石燃料による地球環境の破壊を防ぐため、エネルギー多消費型の生活スタイル・産業構造を「節約型」「リサイクル型」へ転換していく。しかし、今日的なエネルギー供給策としては、原子力発電が全電力供給量の約30%を占め、さらに、無資源国・石油輸入大国としての立場、新エネルギー開発の厳しい現状も無視できない。このため、原子力発電については、①自主・民主・公開の原則順守②厳格な安全性の確保③住民合意の形式④環境アセスメントの実施などを前提に現実を認めざるを得ない。核廃棄物処理場の幌延町設置には反対である。

質問7

林野会計における独立採算制は見直されなければならない。具体的には、治山・治水、自然保護、水資源のかん養、遺伝子保全林の保護その他各種保安林等の公益的機能を発揮させるため森林に関する施策の在り方について必要な規制を行い、それに伴って不足する財源については国庫の一般会計から出すよう主張している。

質問8

① 公害防除、自然保護、生活環境の保全、景観保全、文化環境保全さらには、先端技術等にかかわる新しい時代の公害等にも対処し、環境トータルでの保全と創造を目指す「環境保全基本法」の制定。

② 開発等により急速に失われている自然・景勝地、文化的・歴史的遺産等を国民の力により保全していくため「ナショナル・トラスト法・条例」の制定。

③ 都市緑化基金やナショナル・トラスト団体、分収育林制度への寄付、出資者に対する税の優

遇措置の実施。

④ 緑地の保全を図るため、民間の山林所有者が、森林等の保全・管理を公共団体や公益団体に信託する「緑地信託制度」の確立。

質問9

公明党・北海道グリーン会議

⑤ 日本共産党北海道委員会

北海道自然保護連合 殿

北海道自然保護協会 殿

貴団体からの公開質問状にたいし、以下のとおり回答いたします。

一九九〇年二月二一日

日本共産党北海道委員会

（質問1にたいする回答）

第一〇八国会で、いわゆるリゾート法が日本共産党の反対のみで成立し、全国各地でリゾート・ブームが新しい局面に入っています。日本共産党は、現行のリゾート法は根本的な改正が求められていると考えます。第一に大企業本位・住民に犠牲をしいる地域開発をめざすもので、住民本位の民主的地域開発を進めるうえで障害となり、第二に法によって開発優先のルールが数かれ、自然環境破壊につながります。このような重大な問題点がある以上、廃止を含む抜本的再検討が必要で

す。（質問2にたいする回答）

既設ゴルフ場は省農薬化、有機水銀などの水質規制、養殖魚などによるバイオセンサーでの監視を義務づけるなど安全監視をつよめるべきです。道内各地のゴルフ場新增設計画は百力所を超えています。今後、新規の許可を一時凍結すべきです。

ゴルフ場建設については、土地利用計画上の問題点、大規模な農地や森林つぶしによる土砂流出と保水力低下、大量農薬散布による汚染などの危惧が指摘されています。

また、新增設計画に関する情報を住民にオープンにすることも重要です。凍結の継続を求めたり、また凍結解除の撤回を求める住民運動も大切です。ゴルフ場の開発にはアセスメントを義務づけるべきです。道として、これ以上のゴルフ場の新設を認めない「凍結宣言」をおこなうことも一つの方法と考えます。

(質問3にたいする回答)

森林は、国土保全のために、また身近な自然環境としてもきわめて重要な役割を果たしています。これを乱開発することは許されません。

昨年末成立した「森林保健特別措置法」は、森林法及び保安林制度を空洞化し、レジャー施設などの開発を優先するもので、日本共産党・革新共同国会議員団は強く反対しました。

スキー場建設にゆれる室蘭岳問題は、何よりも市民的合意を尊重し、慎重に対処されるべき問題です。アセスなど必要な情報の公開、住民の知る権利が十分保障されなければなりません。

(質問4にたいする回答)

リゾート開発が、環境保全に留意し、住民本位に進められれば、住民の期待にこたえ、地域活性化に役立つことも可能です。

夕張岳ワールドスキー場については、道立自然公園内の一種地域に展開されるもので、ユウバリコザクラなどの貴重な自然に重大な影響をおよぼすことは避けられません。一種地域の除外や高山植物群を国指定の文化財に早期指定することが大

切です。これらについては、道議会でも日本共産党議員がとりあげたところです。

夕張市の再生については、①最後の炭鉱となった三菱夕張鉱を国の責任で存続させる。②そこで生活する市民の福祉、教育を向上させ、安心できる福祉・保健ネットワークをつくる。③札幌・千歳市に近い利点を生かし、集約的農業の発展、公立児童生徒研修村など国や道の財政援助のもと、住民参加の再建計画を策定することが必要です。

(質問5にたいする回答)

水系を別にかえる千歳川放水路計画は、御指摘のように自然、社会両環境に重大な影響を与えることは避けられません。この計画を凍結し、石狩川本流対策、千歳川水系の治水対策を科学者も含めて再検討すべきであると考えます。

また放水路にかかわる委託調査など関係資料の公開、住民の疑問への誠実な対処など、開発庁・開発局の秘密主義的体質を改めることが重要です。土木業者のための仕事確保優先の開発局の姿勢は疑問です。

(質問6にたいする回答)

国民の生命と財産は、全国各地で重大化する原発の危険にさらされています。安全性未確立の原発の新増設をやめ、既設原発については住民参加で総点検し、永久停止を含む必要な措置をとるべきです。政府と電力資本による根拠のない安全宣言はやめさせなければなりません。

核燃料サイクルは技術的には未知の分野です。幌延の核廃棄物処理場計画は白紙撤回すべきです。幌延は地層的にも適地ではありません。

(質問7にたいする回答)

会計方式の改善が必要です。治山治水など公共

的事業は国庫負担にし、造林事業の借入金は、林業生産の長期性を考慮し、少なくとも民有林なみの利子補給をおこなうなど赤字の軽減をはかることが必要です。

また緑の保存、空気浄化など自然環境保全機能を算定・評価し、国庫負担を検討すべきです。

(質問8にたいする回答)

北海道は周田を海にかこまれ豊かな大地と自然に恵まれています。これは21世紀の日本にとって貴重な財産であり、本道の自然を破壊から守ることは特別に重要です。

当面、ウトナイ湖をラムサール条約の指定地にする、道立厚岸公園の国定公園への昇格、釧路湿原でのゴルフ場計画などの開発の規制、計画を中止などが必要です。さらに、自然保護基本法の制定や、自然保護国立研究所の設置と北海道への誘致、アイヌ文化伝承の森(仮称)構想などを進めたいと考えています。

(質問9にたいする回答)

日本共産党北海道委員会の常設専門機関として科学技術部(責任者 国府谷盛明)があり、環境問題の調査、研究を担当しています。また、政策委員会では環境問題に関する政策的検討をおこなっております。

三、各党の回答から―

気づくことといくつかの問題点

ここは本来、各党の回答を紹介する場であって、それらを論評する場ではない。それで、その内容については、読者の皆さんご自身の比較検討に委ねたい。ここでは、これらの回答書から客観的に見て、誰もが気付くような、いくつかの問題点を拾い出し

とおこう。

第一点の「リゾート法」については、自由民主党と民社党を除く三党が、その「見直し」の必要を認めていることに注目される。社会党は、開発計画の策定にあたっての住民参加の必要を強調しており、公明党は、自然公園などの公共財産が民間資本の導入により私物化される危険を訴え、共産党は「廃止を含む抜本的再検討」を主張している。民社党も、その運用については「自然環境の保全を基本」とするよう求めており、手遅れにならないよう、歯どめをかける早急な協議を望みたい。

第二点の「ゴルフ場乱造問題」については、自由民主党を除く全党が、揃って何らかの規制の必要を主張している。

新增設については、特に慎重な対処を求めているほか、新規認可の一時凍結、新增設計画の情報を住民にオープン化するなどの主張も出されている。道内のゴルフ場は、道の調べによると営業中一三〇カ所、工事中二〇カ所、さらに計画が四七カ所にのぼり、奥尻島の一・五倍の広さに当たるといふ。日本人のレジャーやスポーツに対する思想そのものが、ここでは問われているのだ。

第三点の「特措法」（「森林の保健機能増進に関する特別措置法」・昨年末成立）については、反対は二党だけ（共産党）であるが、社会党、民社党も規制上での注文をつけている。民社党は、特別保護地域や「第一種指定地域」（第一種特別地域のこと、と思われる）でのスキー場の造成は除外すべきである、と主張しているが、本道リゾート法指定第一号の大雪山・富良野地域には、美瑛富士のスキー場計画など、こうした最低の基準すら降りんする計画がいっぱいあることに、ご留意頂きたい。

なお、室蘭岳の水源かん養保安林を伐採するスキー場計画については、民社党が「地域でのコンセンサスを得られる様な計画の見直しなどを講じて行くべきもの」と述べていること、また自由民主党の回答も、「室蘭岳など特定地域の問題については、現地の事情、その他事実関係を十分調査する必要」を挙げていることは、注目に値する。特措法が適用されると、森林法に基づく保安林解除申請手続が不要となるため、室蘭市側は同法の適用を受けようと検討を始めたが、同法の技術的基準（本年五月一日施行）による施設面積の上限が、傾斜度一五度未満の場合には植生状態で六ha未満、一五度以上二十五度未満の場合は二ha未満とされたため、一五度以上の斜面をさらに八ha以上伐採せねばならない市側の計画は、根本から行きづまってしまった。ここでも知床の場合と同じく、住民の健康な直観の方が、当局側よりはるかに科学的だったのである。「室蘭岳の自然を守る会」に結集した皆さんの粘り強い努力に、改めて心からの拍手を送りたい。

第四点の「夕張岳ワールドスキー場計画」については、自由民主党を除く全党が、反対ないし計画の見直しを唱えているが、これは「ユウバリユザクラの会」はじめ、地元住民の皆さんの運動への、力強い励ましともなる。それにしても、産炭地域の復興、再生には、各党も私たちが、是非力を合せなければならぬのだ。

第五点の「千歳川放水路計画」をめぐるのは、住民との合意の必要を含む種々の問題点が指摘されているが、第六点目の「原子力発電と核廃棄物処理場」問題については、問題の性格上、かなりの意見の幅が見られる。五月三十一日、通産省の資源エネルギー庁は、二〇一〇年度までのわが国の「長期エネルギー

需給見直し」案を決めたが、これによると、地球温暖化を防ぐ立場から、化石燃料依存度を更に低減させる必要がある、省エネルギー対策と合せても今後二十一年間に百万キロワット級原発四〇基を建設する必要があり、という。こうして、現在なお環境保護上最大の危険を内包している原発の増設（チェルノブイリの新生児たちの悲惨を見よ）が、やはりグローバルな環境破壊の一要因（CO₂の増加）を抑える「手段」として提起されているのである。

果してこれ以外に選択肢はありえないのか。私たちは今後、常に環境問題の中心に位置するエネルギー問題について、考えられうる真に抜本的な解決の道をめざして、不断の追求を続けねばならないだろう。

第七点の「国有林野の赤字問題」については、やはり自由民主党以外の全党が現行の独立採算制の見直し、一般会計からの必要な資金の繰入れについては、一致している。この点を改めて確認できたことは、私共にとっても、大変心強い次第である。そもそも、三年前の衆参両院の農林水産委員会は、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の第一番目の項目として、次のことを議決していたのだ。

1 森林資源は国民の生活向上及び国民経済の発展にとつて極めて重要な役割を果たしており、国有林野事業の使命である林産物の計画的な供給、国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全等森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずること。

また、国有林野事業の公益性にかんがみ、一般会計からの繰り入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるように努めること。

だとすれば、各党派の協力により、国有林野の独算制を根本的に変更する道は、けっして単なる願望ではなく、ただちに現実的な展望に入ってくるはずである。また、国有林野の現状と自然破壊を憂うる人士は、自由民主党の議員のなかにも、多数おられるはずである。

だが、不思議なことには、当の農林当局は、独算制の見直し等抜本的な施策の必要について質問した議員に答えて、逆に独立採算制の維持の必要を次のように力説しているのだ。

問(イ)独立採算制の見直し等抜本的な施策が必要ではないか。

答 独立採算制は、林政審査中でも求められており、自主的改善努力により、国有林野を国民共通の財産として管理経営し課せられた使命を十全に果していく考え。

問(ウ)森林保全(公益的機能)に要する経費については、一般会計からの繰入れを行うべき。

答 国有林野事業は、企業特別会計で、独立採算で運営されており、森林保全に要する経費も本来林産物等の自己収入で賄うべき性格のもの。国有林野事業の財務事情の悪化にかんがみ、新たに国有林野事業の経営改善に資するとともに公益的機能の高度発揮が必要な森林の適正な保全管理に必要な経費の一部について、民有林に対する助成措置等を勘案し、改善期間内の特別措置として繰入れ。

日本の環境保全にとって真に中核的な位置を占めている国有林野をあずかる農林官僚が、環境保全費としての正当な費用の公的負担を堂々と国会に求めるかわりに、環境保護についての現代的発想などまるでなかった中曽根臨調路線の時期に策定された

「国有林野事業の改善に関する計画」(一九八四年策定、八七年変更)をあくまでも踏襲しつつ、あと三年後には要員を二万人にまで落す(一九八七年四万三千人)「合理化」を強行していることにこそ、米ソ核軍縮が確実に進展しつつあるなかでのわが国の軍事費突出と並んで、巨大な、許しがたいアナクロニズムがある。これはほとんど、独算制の維持は、農林官僚の権力と利害の自己維持本能の産物ではなかったか、と疑わしめるほどのものである。参院で与野党逆転が生じている現在、この問題での野党の緊急の協同を、切望せずにはいられない。私見としては、この機会に、国民の間の広範囲の討論を経て、昨年の「知床全国シンポ」のアピールが呼びかけたような、新しい森林法の制定にまで進むことが、強く期待される。

最後に、「各党が特に目玉としたいユニークな提案」は、各党それぞれの工夫が見られて、興味深い。一例として公明党の「環境保全基本法」の制定、都市緑化基金、「緑地信託制度」などは、「北海道グリーン会議」をもつ同党の環境問題に対するきめの細かい姿勢をよく示している。これらの諸点については、今後、個別のインタビューなどを含めて、そのいっそう具体的な展開をお聞きしたいところである。今回のアンケートが、各地域での自然保護の運動と政党との対話の、ひとつの足がかりになりえたらば、幸いである。

